

# 兵庫県公報

平成23年3月8日 火曜日 第2267号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	10
○ 道路の供用開始（同）	11
○ 新住宅市街地開発事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 都市公園の区域変更（公園緑地課）	12
○ 阪神間都市計画緑地事業の認可（同）	12
<b>公 告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	13
○ 入札公告（管理課）	13
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	20
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成22年11月21日執行の兵庫県議会議員尼崎市選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	22
<b>教育委員会告示</b>	
○ 技能教育のための施設の指定	24
○ 同 上（同）	25
<b>公安委員会規則</b>	
○ 暴力団排除条例施行規則	25

公布された法令のあらまし

●暴力団排除条例施行規則（公安委員会規則第 2 号）

暴力団排除条例の制定に伴い、暴力団等と密接な関係を有する者、青少年の利用に供される施設及び公表する事項の公安委員会規則で定める事項のほか、措置命令、勧告及び立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式その他の同条例の施行に関して必要な事項を定めることとした。

告 示

兵庫県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
丹波市	中山間地域総合整備事業（一般型）（ほ場整備）	丹波西地区	平成23年 3 月 8 日から 同 月 28 日まで	丹波市役所



兵庫県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町夏梅字向山46の 2（次の図に示す部分に限る。）、46の19
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第236号

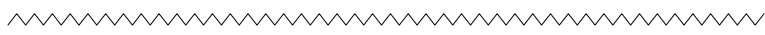
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町和田字田淵151・151の 6・151の 7（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、151の 2、151の 4、151の 5、154

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

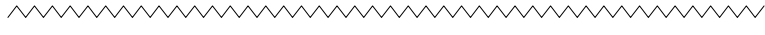


**兵庫県告示第237号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町明延字大銅319の1、321の1、321の6、321の7、321の10
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第238号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市大屋町明延字富士野谷322の1、322の6、323の1、324、325、326の1、327の2、328の1、328の2、328の5から328の7まで、328の15
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第239号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市安井字妙田64の15（次の図に示す部分に限る。）、64の196
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第240号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字王呂122の6・122の7・122の10（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、122の2、122の11、122の14
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字王呂122の6・122の7・122の10・122の11（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第241号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字王呂122の6（次の図に示す部分に限る。）、122の8
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第242号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字村坂106の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第243号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月 8日

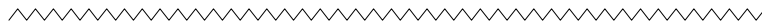
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字村坂106の9・106の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第244号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字奥ヒシロ113の2・字金ヤガ谷3110（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第245号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字奥ヒシロ113の2・字金ヤガ谷3110・字玉ノ谷3112の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字金ヤガ谷3110
    - イ その他の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第246号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字奥ヒシロ115の2（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第247号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字王呂122の7・122の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
      - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第248号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市佐囊字王呂122の9、122の12
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字王呂122の9（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第249号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（宮内庁陵墓地内測量調査に伴う基準点測量ほか）
- 2 作業期間  
平成23年2月24日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
加古川市加古川町大野



**兵庫県告示第250号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級、3級基準点設置）
- 2 作業期間  
平成23年2月28日から同年4月30日まで
- 3 作業地域  
神戸市兵庫区



**兵庫県告示第251号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
平成23年2月10日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市神田中通2丁目ほか





**兵庫県告示第252号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- 2 作業期間  
平成23年2月20日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市平木町



**兵庫県告示第253号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月10日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 太子御津線	姫路市網干区垣内中町280番から 同 市網干区新在家字三ツ石1408番1まで	旧	7.0から 18.0まで	598.0	
	姫路市網干区垣内中町280番から 同 市網干区余子浜字村裏220番1まで	新	15.0から 37.0まで	964.0	



**兵庫県告示第254号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 6 号	豊岡市但東町平田字桑垣1193番1から 同 市但東町栗尾字中坪70番まで	旧	7.0から 23.0まで	757.0	
		新	12.0から 40.0まで	740.0	



**兵庫県告示第255号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 切畑猪名川線	宝塚市切畑字向井山1番40から	旧	4.0から 5.0まで	70.0	
	川辺郡猪名川町猪瀬字ナメラ谷1番1まで	新	5.0から 17.0まで	70.0	



**兵庫県告示第256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多可柏原線	多可郡多可町中区中村町字川端240番3から	旧	6.0から 8.0まで	179.0	
	同 郡同 町中区岸上字西河原280番24まで	新	8.0から 28.0まで	179.0	



**兵庫県告示第257号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月8日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 溝黒竹田線	朝来市和田山町竹田字大谷棚田2209番1から	旧	15.0から 38.0まで	90.0	
	同 市和田山町竹田字砂子田2062番5まで	新	13.0から 15.0まで	90.0	



**兵庫県告示第258号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成23年3月8日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路環状線	姫路市市川橋通2丁目41番2から 同 市市之郷町4丁目38番1まで	旧	36.0から 58.0まで	403.0	一部 予定地
		新	36.0から 58.0まで	403.0	



**兵庫県告示第259号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成23年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業  
西神地区新住宅市街地開発事業
- 3 変更後の事業施行期間  
昭和46年11月9日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地  
神戸市西区狩場台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目  
同 市同区糺台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目  
同 市同区美賀多台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目  
同 市同区竹の台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目  
同 市同区春日台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目  
同 市同区榎野台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目  
同 市同区榎谷町池谷字糺ヶ谷、字下櫛ヶ谷、字上櫛ヶ谷及び字上鎌井谷  
同 市同区榎谷町菅野字野手、字北山、字菅野谷及び字西山  
同 市同区榎谷町栃木字堂ノ前、字アサノ谷、字小谷、字西山、字勝負谷、字西ケ市、字狐塚、字ヌク井、字狐谷、字榎木谷及び字地藏谷  
同 市同区榎谷町長谷字内田川、字東山、字竹谷口及び字西山畑  
同 市同区榎谷町福谷字糺ヶ谷、字下惣代、字北田及び字上惣代  
同 市同区平野町大畑字寸尺、字源内、字奥ノ谷、字皿池尻、字ヤクシニシ、字砂池及び字東山  
同 市同区平野町堅田字白師谷、字内垣内及び字口山谷  
同 市同区平野町繁田字北山、字大年谷、字大年前、字北水谷、字中水谷、字南水谷、字栢谷及び字二谷  
同 市同区平野町下村字平瀬  
同 市同区平野町常本字向井及び字後代  
同 市同区平野町宮前字畦代、字宇留山及び字五六谷  
同 市同区平野町向井字辻ノ口、字山ノ谷及び字水池



**兵庫県告示第260号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業  
西神第2地区新住宅市街地開発事業
- 3 変更後の事業施行期間  
昭和55年12月26日から平成26年 3月31日まで
- 4 変更後の事業地  
神戸市西区伊川谷町井吹字苗代、字西山、字小池谷、字小池口、字深谷、字竹谷、字越前、字東室谷、字西室谷、字大戸口、字大戸奥、字登り立及び字花折  
同 市同区伊川谷町前開字室谷  
同 市同区伊川谷町別府字建山及び字辻ヶ内  
同 市同区櫛谷町菅野字城ヶ谷及び字東山  
同 市同区櫛谷町谷口字南谷口、字南谷、字南谷奥、字真谷奥、字中山及び字岡ノ谷  
同 市同区櫛谷町福谷字助広、字縁谷、字口縁谷、字五ヶ谷及び字三ツ松  
同 市同区櫛谷町寺谷字櫛谷  
同 市同区櫛谷町友清字奥鎌ヶ谷、字鎌ヶ谷及び字宮下  
同 市同区櫛谷町池谷字光松、字山ノ谷、字城ヶ谷、字大谷及び字小谷  
同 市同区井吹台東町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目  
同 市同区井吹台西町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び8丁目  
同 市同区井吹台北町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目



**兵庫県告示第261号**

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
兵庫県立有馬富士公園
- 2 所在地  
三田市福島、大原及び尼寺
- 3 区域  
次の図に示す区域  
（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び阪神北県民局宝塚土木事務所  
所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日  
平成23年 3月10日



**兵庫県告示第262号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成23年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
芦屋市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画緑地事業  
10号 海洋緑道
- 3 事業施行期間  
平成23年3月8日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
芦屋市海洋町及び南浜町 地内
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年3月8日

契約担当者  
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
税務システムデータ移行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年1月4日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本アイ・ビー・エム株式会社 東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
130,712,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年3月8日

契約担当者  
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借契約（企画県民部） 92台  
※リースバック方式とは県有の自動車を県が指定した金額で譲渡し、所有権を移転した後、その譲渡を受けた者が、当該自動車を県にリースするもの。
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 借入期間  
平成23年7月1日（金）から平成28年9月30日（金）まで  
（自動車ごとに借入期間（終期）が異なるが、その詳細は入札説明書による。）
  - (4) 借入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、県が指定する譲渡代金総額及びメンテナンス等に係る経費を元に見積もった賃貸借料総額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込み方法等については次のとおりとする。

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 伊藤

電話（078）341-7711 内線 4939

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年3月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成23年4月15日（金）午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年4月14日（木）午後5時までにアの場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（譲渡代金総額を除く賃貸借料総額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年4月13日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（譲渡代金を除く賃貸借料総額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年4月28日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be leased:

92 leaseback cars

(3) Leasing term and Delivery term: From July 1, 2011 through September 30, 2016

The details of the products to be leased are followed the specifications.

(4) Leasing place:

The Leasing places are followed the specifications

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 March 22, 2011

(6) Deadline for tender:

13:30 April 15, 2011 by direct delivery

17:00 April 14, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ito, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4939



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年3月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借契約（健康福祉部） 101台

※リースバック方式とは県有の自動車を県が指定した金額で譲渡し、所有権を移転した後、その譲渡を受けた者が、当該自動車を県にリースするもの。

- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 借入期間  
平成23年7月1日（金）から平成28年11月30日（水）まで  
（自動車ごとに借入期間（終期）が異なるが、その詳細は入札説明書による。）
  - (4) 借入場所  
入札説明書のとおり
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
入札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、県が指定する譲渡代金総額及びメンテナンス等に係る経費を元に見積もった貸借料総額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面によるものとし、参加申込み方法等については次のとおりとする。
- ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 伊藤  
電話 (078) 341-7711 内線 4939
- イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年3月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札・開札の日時及び場所  
平成23年4月15日（金）午後2時00分 兵庫県庁西館1階 大入札室
- エ 入札書の提出期限  
ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年4月14日（木）午後5時までにアの場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（譲渡代金総額を除く貸借料総額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年4月13日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
契約金額（譲渡代金を除く貸借料総額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
  - (4) 入札に関する条件  
ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。





## 1 調達内容

### (1) 調達物品及び数量

リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借契約（農政環境部） 68台

※リースバック方式とは県有の自動車を県が指定した金額で譲渡し、所有権を移転した後、その譲渡を受けた者が、当該自動車を県にリースするもの。

### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

### (3) 借入期間

平成23年7月1日（金）から平成28年10月31日（月）まで

（自動車ごとに借入期間（終期）が異なるが、その詳細は入札説明書による。）

### (4) 借入場所

入札説明書のとおり

### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、県が指定する譲渡代金総額及びメンテナンス等に係る経費を元に見積もった賃貸借料総額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込み方法等については次のとおりとする。

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 伊藤

電話（078）341-7711 内線 4939

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年3月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成23年4月15日（金）午後2時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年4月14日（木）午後5時までにアの場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（譲渡代金総額を除く賃貸借料総額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年4月13日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年3月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借契約（県土整備部） 78台

※リースバック方式とは県有の自動車を県が指定した金額で譲渡し、所有権を移転した後、その譲渡を受けた者が、当該自動車を県にリースするもの。

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 借入期間**

平成23年7月1日（金）から平成28年7月31日（日）まで

（自動車ごとに借入期間（終期）が異なるが、その詳細は入札説明書による。）

**(4) 借入場所**

入札説明書のとおり

**(5) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

入札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、県が指定する譲渡代金総額及びメンテナンス等に係る経費を元に見積もった賃貸借料総額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 入札の参加申込み及び入札の方法等**

入札は、書面によるものとし、参加申込み方法等については次のとおりとする。

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 伊藤

電話（078）341-7711 内線 4939

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年3月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成23年4月15日（金）午後3時00分 兵庫県庁西館1階 大入札室

エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年4月14日（木）午後5時までにアの場所に必着のこと。

**4 その他**

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（譲渡代金総額を除く賃貸借料総額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年4月13日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（譲渡代金を除く賃貸借料総額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年4月28日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be leased:

78 leaseback cars

(3) Leasing term and Delivery term: From July 1, 2011 through July 31, 2016

The details of the products to be leased are followed the specifications.

(4) Leasing place:

The Leasing places are followed the specifications

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 March 22, 2011

(6) Deadline for tender:

15:00 April 15, 2011 by direct delivery

17:00 April 14, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ito, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,  
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4939

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成22年11月21日執行の兵庫県議会議員  
尼崎市選挙区補欠選挙に係る各候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、  
同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成23年3月8日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

- 1 選挙の種類 平成22年11月21日執行 兵庫県議会議員尼崎市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,435,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大谷 勘 介	所属党派	自由民主党	期間	平成22年11月5日から 11月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	大谷 ミチ子					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	100,000円 (寄附額)	人 件 費		255,000円
大 西 忠四郎	無職	100,000円	家 屋 費		500,540円
その他の寄附		0円	選挙事務所費		500,000円
その他の収入		3,000,000円	集 合 会 場 費		540円
今 回 計		3,100,000円	通 信 費		0円
総 計		3,100,000円	交 通 費		0円
			印 刷 費		694,785円
			広 告 費		238,029円
			文 具 費		57,381円
			食 糧 費		155,810円
			休 泊 費		33,000円
			雑 費		2,550円
			今 回 計		1,937,095円
			総 計		1,937,095円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	368,550円
	計	368,550円

報告書受理年月日	平成 22 年 12 月 6 日 第 1 回 報 告 分
----------	------------------------------



候補者氏名	大谷 勘 介	所属党派	自由民主党	期間	平成22年12月20日から 12月20日まで	第2回分
出納責任者氏名	大谷 ミチ子					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		0円
高岡 恵美子	無職	67,100円	家 屋 費		27,100円
その他の寄附		0円	選挙事務所費		27,100円
その他の収入		0円	集会会場費		0円
今回計		67,100円	通 信 費		40,000円
前回計		3,100,000円	交 通 費		0円
総 計		3,167,100円	印 刷 費		0円
			広 告 費		0円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
			休 泊 費		0円
			雑 費		33,471円
			今回計		100,571円
			前回計		1,937,095円
			総 計		2,037,666円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 22 年 12 月 24 日	第 2 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------



候補者氏名	徳安 淳 子	所属党派	民 主 党	期間	平成22年9月27日から 12月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	諸 橋 均					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		282,250円
民主党兵庫県総支部連合会		700,000円	家 屋 費		44,400円
その他の寄附		0円	選挙事務所費		0円
その他の収入		2,000,000円	集会会場費		44,400円
今回計		2,700,000円	通 信 費		61,692円
総 計		2,700,000円	交 通 費		157,942円
			印 刷 費		854,000円
			広 告 費		654,550円
			文 具 費		239,822円
			食 糧 費		36,944円
			休 泊 費		0円
			雑 費		18,393円
			今回計		2,349,993円
			総 計		2,349,993円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	693,000円
	計	693,000円

報告書受理年月日	平成 22 年 12 月 6 日 第 1 回 報 告 分
----------	------------------------------



候補者氏名	宮 田 静 則	所属党派	日本共産党	期間 平成22年11月12日から 11月21日まで 第1回分
出納責任者氏名	松 吉 衛			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		225,000円
日本共産党尼崎 地区委員会		386,994円	家 屋 費		20,724円
中 村 雅 宥	無職	45,000円	選挙事務所費		20,724円
東 昇	無職	45,000円	集会会場費		0円
松 本 民 男	無職	45,000円	通 信 費		0円
湊 直 江	無職	45,000円	交 通 費		9,170円
小野田 康 宏	無職	45,000円	印 刷 費		561,500円
その他の寄附		0円	広 告 費		138,100円
その他の収入		0円	文 具 費		0円
今 回 計		611,994円	食 糧 費		46,973円
総 計		611,994円	休 泊 費		0円
			雑 費		15,916円
			今 回 計		1,017,383円
			総 計		1,017,383円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	442,500円
	計	442,500円

報告書受理年月日	平成 22 年 12 月 6 日 第 1 回 報 告 分
----------	------------------------------

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第2号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。  
平成23年 3月 8日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

- 1 技能教育のための施設の名称等  
神戸女子洋裁専門学校（神戸市長田区東尻池町2丁目5番19号）
- 2 連携科目等



連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
生活産業基礎	生活産業基礎
課題研究	課題研究
服飾文化	服飾文化
被服製作	被服製作
ファッションデザイン	ファッションデザイン



**兵庫県教育委員会告示第3号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。  
平成23年3月8日

兵庫県教育委員会  
委員長 西村 亮一

- 1 技能教育のための施設の名称等  
KTC中央高等学院 神戸キャンパス（神戸市中央区北野町2丁目6番5号）

- 2 連携科目等
 

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
商業技術	商業技術

**公安委員会規則**

暴力団排除条例施行規則をここに公布する。  
平成23年3月8日

兵庫県公安委員会  
委員長 下村 俊子

**兵庫県公安委員会規則第2号**

**暴力団排除条例施行規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（暴力団等と密接な関係を有する者）

第2条 条例第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
- (2) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
- (3) 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあつては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

- ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用する行為
- イ 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（青少年の利用に供される施設）

第3条 条例第13条第7号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課

程を置くものに限る。)並びに同法第134条第1項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童及び生徒に対して教育を行うもの

- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所  
(暴力団事務所等の運営に対する措置命令の方法)

第4条 条例第14条の規定による命令は、中止命令書(様式第1号)を送達して行うものとする。  
(暴力団事務所等の用に供する不動産の譲渡等に係る契約等に対する勧告の方法)

第5条 条例第17条、第22条又は第23条の規定による勧告は、勧告書(様式第2号)を送達して行うものとする。

(準暴力団事務所等における禁止行為に対する措置命令の方法)

第6条 条例第19条第1項の規定による命令は、中止命令書(様式第3号)を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第4号)のとおりとする。  
(公表)

第8条 条例第27条の規定による公表は、インターネットの利用その他公安委員会が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第27条に規定する公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住所
- (2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

(書類の送達)

第9条 公安委員会又は警察署長がこの規則の規定により送達する書類は、交付送達又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)に送達するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 中止命令書

第 号

年 月 日

殿

兵庫県公安委員会 圖

命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	命令に係る暴力団 事務所等の所在地	

上記の者に対し、暴力団排除条例第14条の規定により、下記のとおり命令する。  
記

命 令 の 内 容	
--------------	--

命 令 を す る 理 由	
------------------	--

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課を経由して兵庫県公安委員会に対して異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第2号（第5条関係）

勸告書		第 号
殿		年 月 日
		兵庫県公安委員会 図
暴力団排除条例第 条の規定により、下記のとおり勸告します。		
記		
勸告の原因 となる事実		
勸告の内容		

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、暴力団排除条例第27条の規定により、その旨を公表することがあります。

様式第3号 (第6条関係)

中 止 命 令 書

第 号

年 月 日

殿

兵 庫 県

警 察 署 長 圖

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)

上記の者に対し、暴力団排除条例第19条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
--------------	--

命 令 を する 理 由	
-----------------	--

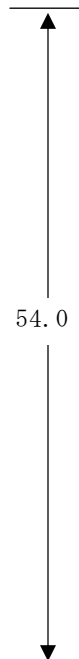
この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第4号 (第7条関係)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	階 級	
	氏 名	
<p>上記の者は、暴力団排除条例第24条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">兵 庫 県 公 安 委 員 会 ㊦ 兵 庫 県 警 察 署 長 ㊦</p>		



(裏)

暴 力 団 排 除 条 例 ( 抜 粋 )

( 報 告 徴 収 、 立 入 検 査 等 )

第24条 公安委員会又は警察署長は、第14条又は第19条第1項の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に暴力団事務所等に立ち入り、物件を検査させ若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第29条 略

2 第24条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。